

知 得

情報ボックス

児童手当現況届はお早めに

児童手当を受けている人は、6月中旬に「児童手当現況届」を提出することになっています。この届けは、受給者に義務付けられたもので、6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引き続き受給するためのものです。提出がない場合、受給資格があっても6月分以降の手当（平成25年10月支給分から）が受けられなくなりますので、期限内の提出をお願いします。

○現況届の送付
平成25年6月上旬

（課税額確定後）

○受付期間
6月10日（月）～28日（金）

○提出先
役場町民福祉課
役場総合管理課（指江庁舎）

○手続きに必要なもの

- ①現況届
- ②児童手当に係る学校給食費などの徴収に関する申出書
- ③印鑑
- ④受給者の健康保険証または年金加入証明書
（国民年金以外の人）

※必要に応じて提出するもの

○平成25年1月1日時点で町内に住所がなかった人
平成25年度児童手当所得証明書

（平成25年1月1日時点で住所のあった市区町村で発せられます）

○児童と別居されている人
（住民票が別住所となっている人別居している児童の住民票謄本、別居監護申立書など）

○振込口座を変更したい人
受給者名義の預金通帳

◎問い合わせ先

役場町民福祉課
☎（86） 1111 「代表」
☎（86） 1157 「直通」
役場総合管理課
☎（88） 5651 「直通」

行政相談所を開設します

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて苦情や要望はありませんか。行政相談委員は、行政サービスに関する相談や行政の仕組みなどに関する相談を受け付け、相談者へ助言したり関係機関への橋渡しをするのが主な仕事です。

相談は無料で秘密は厳守されます。

○日時
5月22日（水）
午前9時～正午

○場所
指江庁舎大会議室

○行政相談委員
下平 隆康氏（矢堂）
清原 郁美氏（平尾中南）

◎問い合わせ先

役場総務課
☎（86） 1111



下平 隆康氏

清原 郁美氏

自動車税は5月31日までに納めましょう

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車検査証に記載されている自動車の所有者が納める税金です。納税通知書が届いたら、期限までに納めましょう。

○納付期限
5月31日（金）

○納税方法

- ・金融機関窓口
- ・コンビニエンスストアなど

○問い合わせ先
県地域振興局自動車税課
☎099（261）5611

個人住民税の特別徴収のお願い（事業主の皆さまへ）

個人住民税の特別徴収とは、事業主が納税義務者である従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納入する制度です。

県では、制度の徹底を図るため、県が発注する建設工事など

の入札参加資格審査の申請時に個人住民税の特別徴収の実施状況を確認することにしました。

◎問い合わせ先

県庁税務課
☎099（286）2196

農業共済制度の積極的な活用を

農業共済制度は、自然災害などにより被害を受けた損失を補うことで、農業経営の安定化を図ることを目的とした保険制度です。農業共済組合などに申し込み、掛金を納入することで加入できます。また、掛金の約半分は国が負担します。

農作物や園芸施設などの被害に備えて積極的に活用してください。

○農作物共済
水稲、麦など

○家畜共済
牛、馬、豚

○果樹共済
温州みかん、指定柑橘など

○畑作物共済
バレイシヨ、さとうきび

○園芸施設共済
施設園芸用の施設
（施設内農作物も併せて加入可）

○問い合わせ先
農業共済組合など
県庁農業経済課
☎099（286）3134